

「平成 26 年度税制改正法律案新旧対照表」（平成 26 年 3 月 31 日発行）において、次の重要な附則条文を収録しておりませんでしたので、お詫びして情報を追加いたします。

附則

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第 155 条 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 14 条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項の表租税特別措置法の項中、

「

第 40 条第 20 項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第 40 条の 3 の 3 第 12 項第 1 号及び第 2 号、第 13 項並びに第 15 項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第 40 条の 3 の 3 第 16 項	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
第 40 条の 3 の 4 第 1 項	所得税の額（及び当該所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額（並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額
	所得税の額以外	所得税の額及び復興特別所得税の額以外
第 40 条の 3 の 4 第 5 項第 3 号及び第 4 号、第 6 項並びに第 7 項	所得税	所得税及び復興特別所得税

とあるのは

「

第 40 条第 20 項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
--------------	------	---------------

と、同条第

2 項中「外国法人の区分（同条第 1 号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」とあるのは「外国法人の区分」と、「国内源泉所得（同条第 1 号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」とあるのは「国内源泉所得」と、「掲げる所得と」とあるのは「掲げる所得（所得税法第 161 条第 5 号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）と」と、「同法の」とあるのは「法人税法の」とする。

- 2 新特別措置法第 45 条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。
- 3 新特別措置法第 47 条第 2 項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

以上